

令和 4 年 2 月 8 日

教育委員会事務局

職員の懲戒処分について

概要

令和 4 年 2 月 7 日、不法投棄に係る処分として職員の懲戒処分及び分限処分を行いました。

1 被処分者、処分事案の概要及び処分の理由

(1) 不法投棄に係る処分

被処分者、処分事案の概要及び処分の理由	
被処分者 当事者	教育委員会事務局 東部学校給食センター 所長 54歳・男 懲戒処分：停職1月 分限処分：課長職から副課長職へ降任
処分事案の概要	唐津市教育委員会事務局東部学校給食センター所長が令和3年1月4日に唐津市北波多稗田地内において自動車用タイヤ4本、ホイールキャップ4枚及び家庭ごみ（レジ袋1袋）を不法投棄したものである。
処分の理由	当事者 地方公務員法第29条第1項第1号「条例規則等に違反した場合」、第3号の「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合」に基づき停職1月 地方公務員法第28条第1項第3号「その職に必要な適格性を欠く場合」に基づき課長職から副課長職へ降任

2 処分年月日

令和 4 年 2 月 7 日

(本件の問い合わせ先)

担当：教育委員会事務局教育総務課
古場、森

電話：72-9157（直通）

内線：3110、3112